

第4回嬉野市議会臨時会
(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
8 2	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
8 3	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	3
8 4	嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	5

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(休暇の種類等)	(休暇の種類等)
<p>第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、夏季休暇、公務災害による休暇、結核性疾患による休暇、病気休暇、生理休暇、産前及び産後の通院休暇、妊婦の通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、産前及び産後の休暇、出産補助休暇、育児休暇、特別休暇、慶弔休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。</p> <p>2 前項の休暇は、<u>介護休暇及び介護時間</u>を除き、有給休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第27条 介護休暇は、職員が対象家族で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、<u>任命権者が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えて、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内において必要と認められる期間</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>(介護時間)</u></p> <p><u>第27条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが</u></p>	<p>第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、夏季休暇、公務災害による休暇、結核性疾患による休暇、病気休暇、生理休暇、産前及び産後の通院休暇、妊婦の通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、産前及び産後の休暇、出産補助休暇、育児休暇、特別休暇、慶弔休暇<u>及び介護休暇</u>とする。</p> <p>2 前項の休暇は、介護休暇を除き、有給休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第27条 介護休暇は、職員が対象家族で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>

相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、嬉野市職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部改正

新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当) <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	(期末手当) <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部改正

新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当) <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	(期末手当) <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

【第3条関係】嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

【第4条関係】嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の150</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に <u>定める額</u> を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に <u>掲げる額</u> を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の80</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の37.5</u> を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)
附 則	附 則
(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)	(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)
13 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した	13 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した

額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.3
5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.1
2.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
(扶養手当)	(扶養手当)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。	2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>及び孫</u>
(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u>	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
(6) (略)	
3 扶養手当の月額は、前項第1号 <u>及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u> については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については、1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）1人につき6,500円（職員に配偶者がいる場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）とする。
4 (略)	4 (略)
第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。	第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいるときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2	(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第

項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、

4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合は、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当

第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合、又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい

(勤勉手当)

第28条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい

て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40.0を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)

13 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)

13 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第3条関係】嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>

【別記1】

改正案

号給	給料月額
1	378, 000円
2	426, 000円
3	479, 000円
4	541, 000円
5	617, 000円
6	721, 000円
7	842, 000円

現 行

号給	給料月額
1	378, 000円
2	426, 000円
3	479, 000円
4	541, 000円
5	617, 000円
6	721, 000円
7	843, 000円

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第4条関係】嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第25条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第25条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第5条関係】嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額 <u>(嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第84号))</u> の施行の日において同条例附則第10条第1項に規定する減額対象職員である者にあっては、当該給料月額)に100分の99.935を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料の月額のほか、その差額に相当する額(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料の月額のほか、その差額に相当する額(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。</p> <p>2～3 (略)</p>

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第6条関係】嬉野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>

嬉野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【第7条関係】嬉野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u></p> <p>(3) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(4) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(5) (略)</p>